法第２０条 令第８５条（積載荷重）

乗用車のみの自動車車庫の積載荷重

乗用車のみの利用に供する自動車車庫の積載荷重は、次の表によることができる。

区　分	積載荷重（N／㎡）
床の構造計算をする場合	３,９００
大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合	２,９００
地震力を計算する場合	１,５００